

令和8年3月18日

当園利用各位

利用申請書等（大会・団体利用等）の申請書提出期限及び利用料金支払い  
時期について（お知らせ）

笠松運動公園管理事務所長

標記について、令和8年度から管理事務所窓口への利用申請書等提出による利用は下記  
のとおりとなります。当園ご利用の各団体等におかれましては、御理解御協力をお願い申し  
上げます。

記

1. 利用申請書等（減免申請書含む）による申請書提出期限

利用開始日の前日12時まで（原則）

- ※ 出来るだけ早期の提出をお願いいたします。申請書様式は、様式取得・提出まで  
当園ホームページで完結可能です。
- ※ 前年度の利用調整会議で調整済みの大会等については、1週間前までに提出をお願い  
いたします。（利用日程に変更が生じた時は速やかにお知らせください）

2. 利用申請書等による利用料金支払い期限

利用開始前（利用料金＋特別料金、全ての利用料金。以下利用料金等）

- ※ 利用料金等を窓口で納入後、利用開始が原則となります。事後支払いは不可（原則）  
となります。茨城県都市公園条例及び当園規則等により、利用開始前の支払いとな  
ります。
- ※ 大会等で8時30分以前（窓口業務開始時間以前）の利用開始となる場合は、利用  
初日の9時までに窓口にて利用料金を納付してください。利用申請書等（減免申請  
書含む）の提出は前日12時まで。
- ※ 複数日の大会等は、1つの利用申請とみなし初日の前日12時までに全日程の申請  
書等を提出してください。（日毎の支払いを希望する場合は、担当者へご相談くだ  
さい。但し上記の規則は遵守願います）
- ※ 特別料金（照明・冷暖房等）についても、利用料金と同様、利用開始前の申請（前

日12時まで)により支払い(利用開始前)となります。但し冷暖房等の故障等、やむを得ぬ事情の場合は事後に再計算する場合があります。

### 3. 運用開始日

令和8年4月1日から (※現在でも利用開始前支払いは可能です)

### 4. 運用見直しの理由について

茨城県都市公園条例及び当園規則(以下条例等)では、本来利用料金等(特別料金含む)は「利用許可の際、もしくは申請の際に納付する(条例15条の8第4項)」、又当園では「管理事務所窓口で、利用申請書・減免申請書に必要事項を記入ののち、利用料金を徴収し、現金領収書とともに許可する」となっていて、利用開始前の利用料金等納入が規則となっています。

しかし現状は、申請書の利用直前の提出(若しくは事後もあります)、また特別料金についても使用実績に基づき利用料金計算を実施していましたので、利用後の利用料金徴収が多くなっていました。この度、条例等に従い現状を見直しし、当園運用を適正に実施いたします。そのためには、利用開始前に利用料金を正確に計算し徴収する必要があるため、利用日前日12時までの利用申請書等(特別料金分及び減免申請書含む)のご提出をお願いいたします。

法規に則った事務処理及び正確な利用料金計算及び徴収、そして当日利用開始前の利用料金支払い等事務処理の円滑化のため、御協力をお願いいたします。

### 5. 茨城県都市公園条例(関係箇所抜粋)

(利用料金の納付等)

#### 第15条の8

4 利用料金は、第3条第1項各号に掲げる行為(知事の許可に係る行為を除く。)又は有料公園施設の利用の許可の際(有料公園施設の利用で許可を受けることを要しないものについては、当該利用の申込みの際)納付しなければならない

※上記のとおり、利用料金は「利用許可の際若しくは申し込みの際」の納付となり、利用開始前の支払いとなります。